

普通第一種圧力容器取扱作業主任者 技能講習実施要項

一般社団法人日本ボイラ協会福島支部

この技能講習は、登録教習機関(福島労働局長登録番号第12号 登録有効期間満了日2029年3月30日)で、普通第一種圧力容器取扱作業主任者(化学設備に係るものを除く)に選任できる資格を取得するものです。

1. 日時・会場 2024年10月1日(火)・2日(水)の2日間
- | | | |
|----------|---------------|----------------------|
| 10月1日(火) | 9:15 ~ 17:30 | 郡山市労働福祉会館(郡山市虎丸町7-7) |
| 10月2日(水) | 9:15 ~ 15:20 | 〃 |
| 修了試験 | 15:30 ~ 16:30 | 〃 |
2. 受講対象者 次頁のとおり(化学設備関係は除く)
3. 講習科目 (1) 第一種圧力容器(化学設備に係るものを除く)の構造に関する知識
(2) 第一種圧力容器の取扱いに関する知識
(3) 関係法令
(4) 修了試験(10月2日(水)15:30~16:30)
4. 修了証 所定の時間受講した者に対し修了試験を実施し、合格した者に「普通第一種圧力容器取扱作業主任者技能講習修了証」を交付する。
5. 受講料 1名につき 12,100円(消費税込)
- テキスト代 テキスト2冊 2,530円(消費税込)
- テキスト送付料 660円(消費税込)
- | | |
|----------------------|--------------|
| 普通一圧テキスト | 1,100円(消費税込) |
| わかりやすいボイラー及び圧力容器安全規則 | 1,430円(消費税込) |
- ※ 複数の申込みで会社等に一括送付の場合、及び、福島県外の方はお問い合わせ下さい。
※ 直接福島支部窓口で申込する場合にはテキスト送付料は不要です。
6. 申込先 〒960-8041 福島市大町4-4 東邦スクエアビル3F
一般社団法人 日本ボイラ協会 福島支部
TEL(024)522-6718 FAX(024)522-6722
7. 申込期日 受付開始 2024年7月1日(月) ~ 2024年9月24日(火) 締切
及び方法 申込書に必要事項を記入のうえ、受講料・テキスト代・テキスト送付料を添えて、次の①~③のいずれかの方法でお申込手続きをして下さい。
- ① 日本ボイラ協会福島支部窓口持参(テキスト送付料を差し引いた14,630円となります)
② 現金書留(申込書、写真2枚は同封のこと)
③ 銀行振込(申込書、写真2枚は事前に郵送のこと)
- 振込手数料はご負担願います。
振込先: 東邦銀行 本店営業部 普通預金 3621148
口座名義: 一般社団法人日本ボイラ協会福島支部
- | | |
|---------------|---------------------------------|
| ※写真2枚添付のこと | 1枚は別紙申込書に貼付のこと。 |
| (3.0cm×2.4cm) | 1枚(修了証用)は裏面に氏名、生年月日を記入の上、添付のこと。 |
8. 定員 40名
9. その他
- ・ 受講取消の際は、講習開始3日前まで申し出た場合に限り受講料を返還致します。
 - ・ 申込書及び受講料を受領後、領収書(インボイス制度対応)、と受講票並びにテキストをお送りします。(受講票は切離して当日受付に提示下さい。)
 - ・ 法人でお申込みの際、適格請求書が必要な場合は、受講申込書にご記入ください。
 - ・ 遅刻、早退、欠席すると修了試験は受けられません。
 - ・ 受講申込者の住所・氏名は、略さないで住民票のとおり正確に記入して下さい。
(例) 斉藤等の「斉・斎・齋」 渡辺等の「辺・邊・邊」 高橋等の「高・高」
 - ・ 《個人情報について》上記の個人情報につきましては、当協会が安全に管理し、本講習の実施目的以外には使用いたしません。
 - ・ 旧姓を使用した氏名又は通称の併記を希望する場合は、旧姓・通称が記載された証明書(戸籍謄本・住民票・自動車免許証の写し等)を添付して下さい。

ボイラー及び圧力容器安全規則第 62 条により選任される者

第 62 条 事業者は、令第 6 条第 17 号の作業のうち化学設備（令第 15 条第 4 号に掲げる化学設備をいう。以下同じ。）に係る第一種圧力容器の取扱いの作業については化学設備関係第一種圧力容器取扱作業主任者技能講習を修了した者のうちから、令第 6 条第 17 号の作業のうち化学設備に係る第一種圧力容器の取扱いの作業以外の作業については特級ボイラー技士、一級ボイラー技士若しくは二級ボイラー技士又は化学設備関係第一種圧力容器取扱作業主任者技能講習若しくは普通第一種圧力容器取扱作業主任者技能講習を修了した者のうちから、第一種圧力容器取扱作業主任者を選任しなければならない。

2 事業者は、前項の規定にかかわらず、令第 6 条第 17 号の作業で、電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）、高圧ガス保安法又はガス事業法（昭和 29 年法律第 51 号）の適用を受ける第一種圧力容器に係るものについては、特定第一種圧力容器取扱作業主任者免許を受けた者（当該作業のうち化学設備に係る第一種圧力容器の取扱いの作業については、第 119 条第 1 項第 2 号又は第 3 号に掲げる者で特定第一種圧力容器取扱作業主任者免許を受けた者に限る）のうちから、第一種圧力容器取扱作業主任者を選任することができる。

● 労働安全衛生法施行令第 6 条第 17 号

第一種圧力容器（小型圧力容器及び次に掲げる容器を除く）の取扱いの作業。

イ. 第 1 条第 5 号イに掲げる容器で、内容積は 5 立方メートル以下のもの。

ロ. 第 1 条第 5 号ロからニまでに掲げる容器で、内容積が 1 立方メートル以下のもの。

● 労働安全衛生法施行令第 1 条第 5 号

第一種圧力容器 次に掲げる容器（ゲージ圧力 0.1 メガパスカル以下で使用する容器で、内容積が 0.04 立方メートル以下のもの又は胴の内径が 200 ミリメートル以下で、かつ、その長さが 1,000 ミリメートル以下のもの及びその使用する最高のゲージ圧力をメガパスカルで表わした数値と内容積を立方メートルで表わした数値との積が 0.004 以下の容器を除く）をいう。

イ. 蒸気その他の熱媒を受け入れ、又は蒸気を発生されて固体又は液体を加熱する容器で容器内の圧力が大気圧をこえるもの（ロ又はハに掲げる容器を除く）

ロ. 容器内における化学反応、原子核反応その他の反応によって蒸気が発生する容器で容器内の圧力が大気圧をこえるもの。

ハ. 容器内の液体の成分を分離するため、当該液体を加熱し、その蒸気を発生させる容器で、容器内の圧力が大気圧をこえるもの。

ニ. イからハまでに掲げる容器のほか、大気圧における沸点をこえる温度の液体をその内部に保有する容器。

=====
<郡山会場案内図>



注意事項

- 8:20 開門のため入場時間厳守
開門前の路上駐車は、渋滞等周りの迷惑となりますのでご注意ください。
- 8:50 まで教室には入室できません。
- 敷地内は禁煙厳守
郡山市の公共施設は H29 年 12 月から敷地内禁煙となりましたので厳守願います。

普通第一種圧力容器取扱作業主任者技能講習受講申込書

(平成 16 年 3 月 31 日付・福島労働局長登録 第 12 号)

写真貼付欄
(3.0cm×2.4cm)

裏面に氏名を記入

受講者本人の自筆で記入し、氏名・住所は戸籍どおりにくずさずに記入して下さい。

※ 受講番号				(注) ※欄は記入しないでください。
種 別	普通第一種圧力容器 取扱作業主任者	※ 修了証 第	号	交付
ふりがな				昭和 年 月 日生 平成
受講者氏名	旧姓を使用した氏名又は通称の併記の希望の有無 (いずれかを○で囲む)			有 / 無
	併記を希望する氏名又は通称			
住 所	〒()			TEL (※昼間連絡の取れる番号)
勤 務 先	(記入は任意です。)	所在地	〒 TEL ()	
送金方法のいずれかに○を付け金額も記入して下さい。 1. 日本ボイラ協会福島支部窓口に持参 2. 申込書を添えて現金書留 3. 月 日 銀行振込				受講料 12,100 円 テキスト代 円 送料送付料 円 合 計 円
受講票、テキスト等送付先 (○を付けて下さい) 1. 自宅 2. 勤務先 3. その他 ()				
法人でお申込み際、適格請求書が必要な場合は、下記□にチェックを入れ、請求書の宛名をご記入ください。 □ 請求書発行希望 (宛名:)				

※ 上記の個人情報については、本講習の実施目的以外には使用いたしません。

受講申込日 2024 年 月 日

一般社団法人日本ボイラ協会福島支部長 殿

※福島支部確認事項欄

項目	受講申込 受付確認	受講料等 受領確認	受講票、領収書 テキスト等 発送確認	受講者 本人確認	講習会受講 確認	修了証交付 確認	決裁
確認日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日
確認者 印							
備考							